長野労基発 0901 第 2 号
平成 27 年 9 月 1 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長野県支部
支部長　殿

長野労働局労働基準部長

化学物質による薬傷。やけど対策の周知啓発用リーフレットの送付について

平素より、労働災害の防止をはじめ労働行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年の業務上疾病の発生状況について、依然として、化学物質の飛沫等が眼や皮膚に降りかかることによる薬傷・やけど等の災害が多く発生しており、特に、眼にばく露場合、障害の内容や休業日数において重篤度が高くなっています。

これらの災害に対しては、製造業、建設業等の業種の現場内では、薬品や溶剤、油、粉等の思わぬ飛散に備え、保護帽と同じように保護眼鏡も習慣的に着用すべきであると考えられます。また、業種を問わず、例えば洗浄液として日常使用されている強アルカリなど、取り扱う化学物質の危険性を踏まえ、作業内容に応じた適切な保護具を選定・着用することが必要です。

現場での対策におけるさらなる浸透。定着を図るため、今般、厚生労働省において、保護具の関係団体・メーカーの協力も得て、保護眼鏡の着用の徹底、適切な保護具の選定・着用についての周知啓発用のリーフレットを作成しましたので、全国労働衛生週間及び準期間における活動に御活用いただくとともに、会員事業場への周知等について、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

また、厚生労働省ホームページ上に「化学物質による薬傷・やけど対策」のサイトを作併せて保護具の関係団体が作成するサイトへのリンク等を通じて、具体的作対してどのような保護具を選定したらよいか等の情報を掲載しておりますので、積極的な御活用をお願いいたします。

参考：http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/yakushouyakedo.html

保護具：
http://www.jsaa.or.jp/html/appliances/hoan_02.html